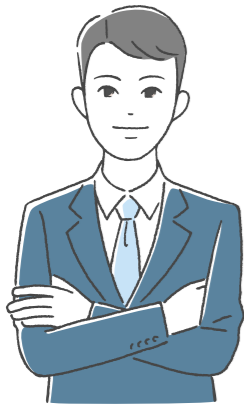


## 知って安心! 契約の基本 Q & A



**Q** 契約書を取り交わしていないから、契約はしていないよね

**A** 電話でピザを注文、ネットの注文ボタンをクリックして本を購入など、これらは全て契約です。契約は口約束でもスマートフォンのクリックでも成立します。書面の作成や押印がなくても、「申し込み」に対して相手が「承諾」した時点で成立し、法的責任が生じます。

**Q** 気に入らなければ“クーリング・オフ”すればいいよね

**A** クーリング・オフは、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度ですが、対象となる取引は、訪問販売や電話勧誘販売など法律や約款で定めがあるものに限られています。店舗で商品を購入した場合やインターネット通信販売はクーリング・オフの対象になりません。



**Q** 未成年の娘がエステでしつこく勧誘を受け、高額な契約をしたけど解約できるよね

**A** 未成年者が親の同意を得ずに契約した場合、民法の規定によりその契約を取り消すことができます。ただし、「親の同意を得ている」「自分は成年である」とうそをついた場合などでは、取り消せないこともあるので注意してください。



## 一人で決められることが大人ではありません

成年年齢に達すると、「もう大人だから、一人で決められるよね」などと勧誘されることがあります。一人で決められることが大人ではありません。分からないことは分からないと認め、調べたり、相談したりすることが大人への第一歩です。勧誘を受けて「買います」と言う前、契約書に署名や押印をする前、スマートフォンの画面をクリックする前に、信頼できる人に相談しましょう。市の消費生活センターでは、専門の相談員があなたの悩みに寄り添います。気軽にご相談ください。

**市消費生活センター ☎ (260)5120**

月～金曜日午前9時30分～正午・午後1時～4時(祝日を除く)

来年4月から 18歳以上は大人です

特集

## 若者を狙った 契約トラブルに注意!

全国の消費生活センターなどに寄せられた、情報商材※などの「もうけ話」やインターネット通信販売の「定期購入」などの契約トラブルでは、若者(10～20歳代)からの相談が増えています。背景には、若者に身近なSNSを通じた勧誘やスマートフォンを利用した広告からの契約などが増えたことが考えられます。トラブルに巻き込まれないため、自身や家族で契約について改めて考えてみましょう。

※情報商材:副業や投資、ギャンブルなどで高額収入を得るためのノウハウと称して販売されている情報のこと。

☎市役所市民相談課市民相談係 ☎(260)5129 ☎(260)5177

## 若者にこんな契約トラブルが増えています

**事例 A** 「簡単にもうかる」はずの情報商材でトラブル

先輩の知り合いに「簡単にもうかる」と誘われて、ホームページのアクセス数を増やすことで簡単に稼げるノウハウを記載した情報商材を90万円で契約した。しかし、全くもうからず、友達を誘えばボーナスが入ると言われた。

＼トラブルに遭わないために／

- 「簡単」「もうかる」などの怪しい話は、きっぱり断る
- クレジットカードでの高額決済や借金をしてまでの契約はしない
- 勧誘をうのみにせず、投資には必ずリスクがあることを理解しておく。

**事例 B** 1回だけ試すつもりが定期購入に

動画サイトの広告を見て、「お試し価格500円」の美白効果があるサプリメントを申し込んだ。しばらくして、2回目の商品とともに6,500円の請求書が同封されていて、5回の定期購入が条件の契約だったと分かった。

＼トラブルに遭わないために／

- 「お試し」「初回実質無料」などの広告でも、定期購入の条件や支払総額など契約内容をしっかり確認する
- 通信販売では、クーリング・オフは適用されないため、返品、解約の条件などを事前に確認する
- 証拠を残すため、事業者と連絡した記録を残す。



**若者が悪質業者に狙われている?**

未成年者は、契約の知識や経験が不足し、判断力が未熟であると考えられます。そこで、民法では、未成年者を保護するために原則未成年者だけで契約ができないこと、保護者の同意を得ずにした契約は取り消すことができることなどを規定しています。

成年年齢に達すると、保護者の同意がなくとも自分の意思で契約ができるようになります。そのため、成年になったばかりの若者が、悪質業者に狙われやすい傾向があります。来年4月には、成年年齢が18歳に引き下げられるので、より一層の注意が必要です。